

ダイジェスト版

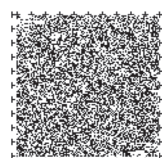
嘉麻市高齢者福祉計画・ 第9期介護保険事業計画 (令和6年度～令和8年度)

高齢者の笑顔がやさしい、健やかで、
元気に暮らせる長寿のまち



令和6年3月

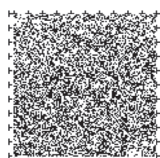
嘉 麻 市



目 次

I	計画の策定にあたって	1
	1. 計画策定の背景と趣旨	1
	2. 計画の期間	1
II	高齢者を取り巻く現状	2
	1. 人口構成の状況	2
	2. 世帯の状況	3
	3. 要支援・要介護認定者の状況	4
	4. 介護費用額の状況	5
	5. 被保険者数の推計	6
	6. 要支援・要介護認定者数の推計	6
III	計画の基本的な考え方	7
	基本理念	7
	基本目標1 地域で支え合う仕組みづくり	8
	基本目標2 健康づくりと介護予防の推進	9
	基本目標3 高齢者の社会参加と生活環境の整備	9
	基本目標4 自立と安心につながるサービスの充実	10
	基本目標5 介護保険サービスの充実	11
IV	介護保険事業に係る費用と保険料の算出	12
V	高齢者相談支援センター運営の充実	13

この冊子には、各ページ右下、左下に音声コードが印刷されています。
Uni-Voice(ユニボイス)アプリでコードを読み取ると、そのページの内容を音声で
お聞きいただけます。



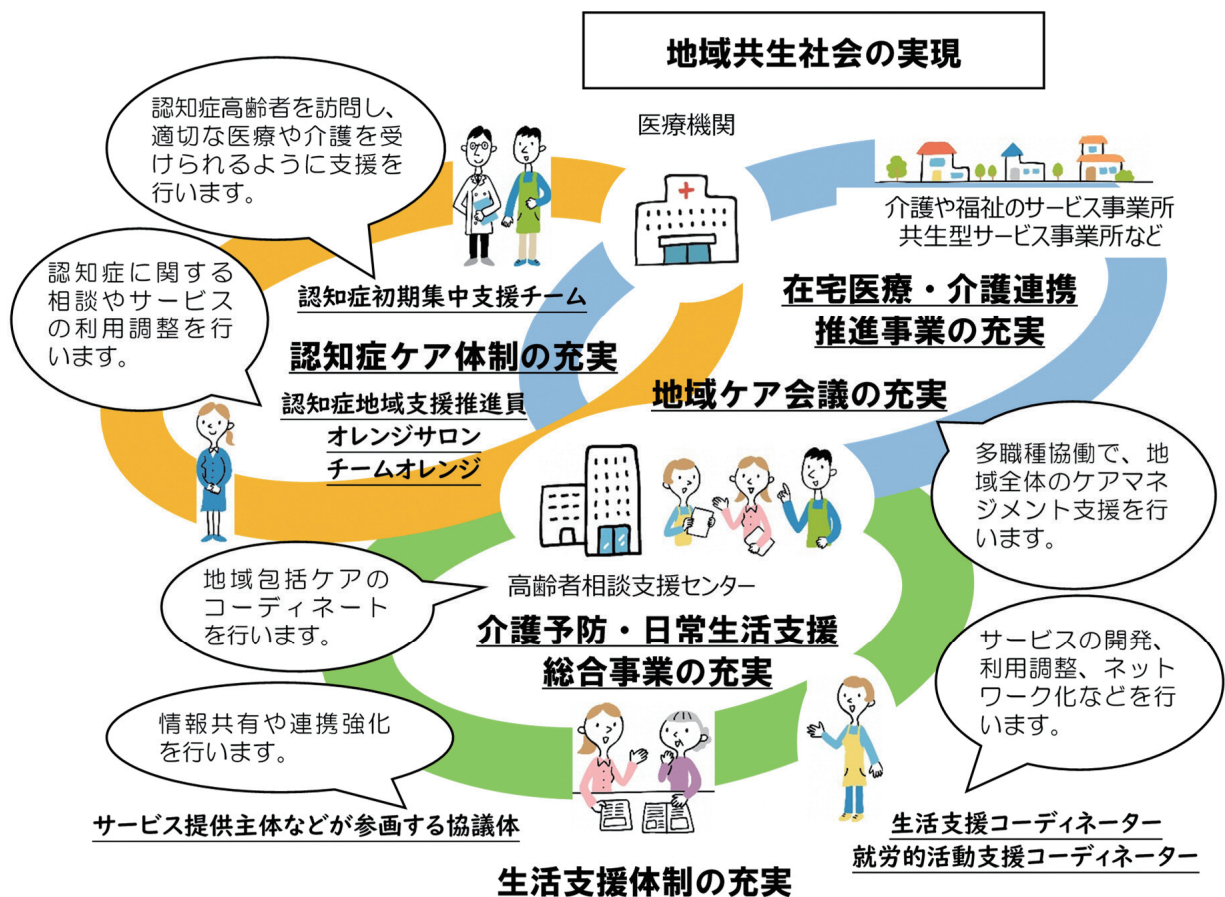


計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

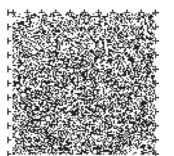
わが国では、昭和22(1947)年から昭和24(1949)年生まれの団塊の世代が、令和7(2025)年までに後期高齢者となり、さらに令和17(2035)年からは85歳以上となることから、その多くが要介護状態となることが見込まれています。そのため、医療や介護、福祉などに関わる社会保障制度は大きな転換期を迎え、『地域包括ケア』を核とした地域社会での共生の実現に向けた支援へと姿を変えようとしています。

■地域包括ケア体制のイメージ



2. 計画の期間

本計画は、「団塊の世代」が75歳以上となる令和7(2025)年及び「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる令和22(2040)年を見据えながら、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間計画として策定します。





高齢者を取り巻く現状

1. 人口構成の状況

嘉麻市の総人口は、国勢調査に基づく平成7年の50,804人から、令和2年には35,473人となり、25年間で15,331人減少しました。

住民基本台帳(9月末現在)に基づく令和5年の総人口は、35,075人となりました。

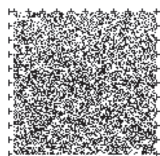
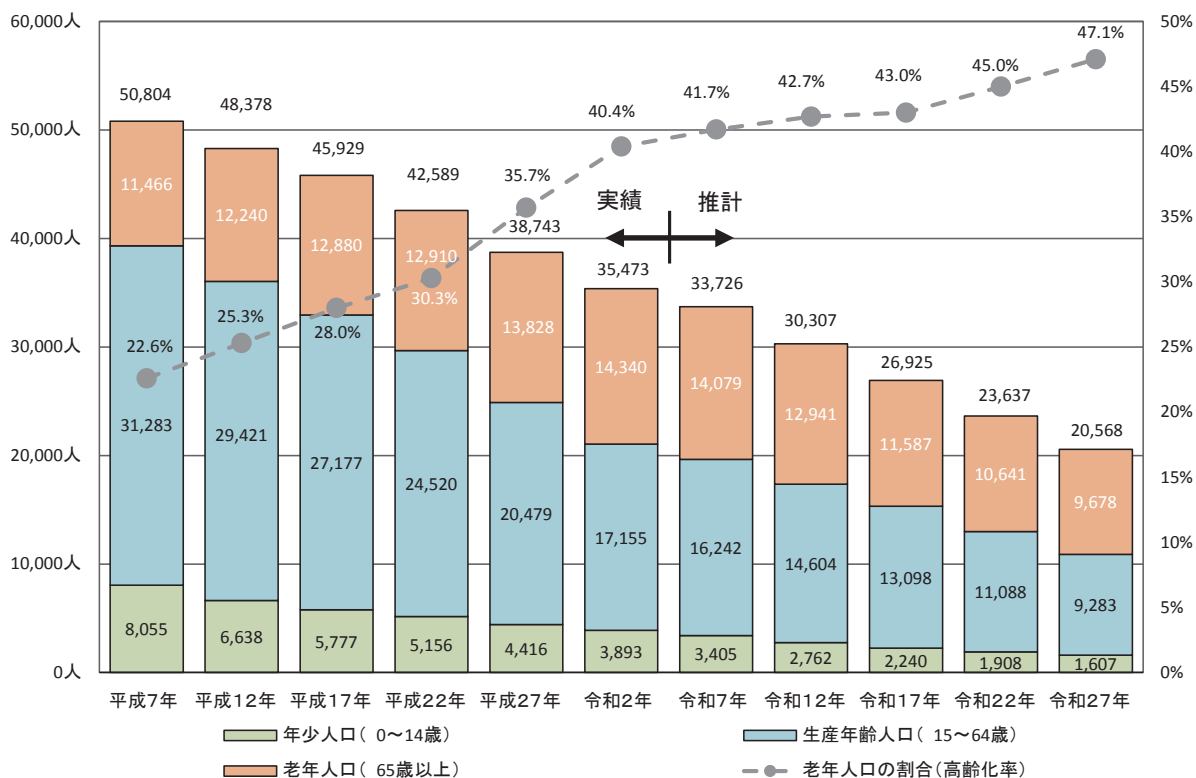
国勢調査に基づく年少人口(0～14歳)は、総人口に占める割合でみると、平成7年に15.9%であったものが、令和2年には11.0%に減少し、生産年齢人口(15～64歳)についても平成7年の61.6%から令和2年には48.4%に減少しました。逆に、老年人口(65歳以上)の総人口に占める割合、いわゆる高齢化率は、平成7年には22.6%であったものが、令和2年には40.4%に増加しました。

住民基本台帳(9月末現在)に基づく令和5年の年少人口は3,673人、生産年齢人口は17,041人、老年人口は14,361人となりました。嘉麻市では、少子高齢化が急速にすすんでいる様子がうかがえます。

また、令和27年までの人口を推計すると、総人口の減少傾向は続き、老年人口についても、令和7年以降は減少傾向になることが予測されます。

令和27年には、総人口が20,568人、老年人口が9,678人となり、高齢化率は、47.1%に達することが見込まれます。

<年齢3区分別人口構成の推移>

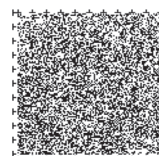
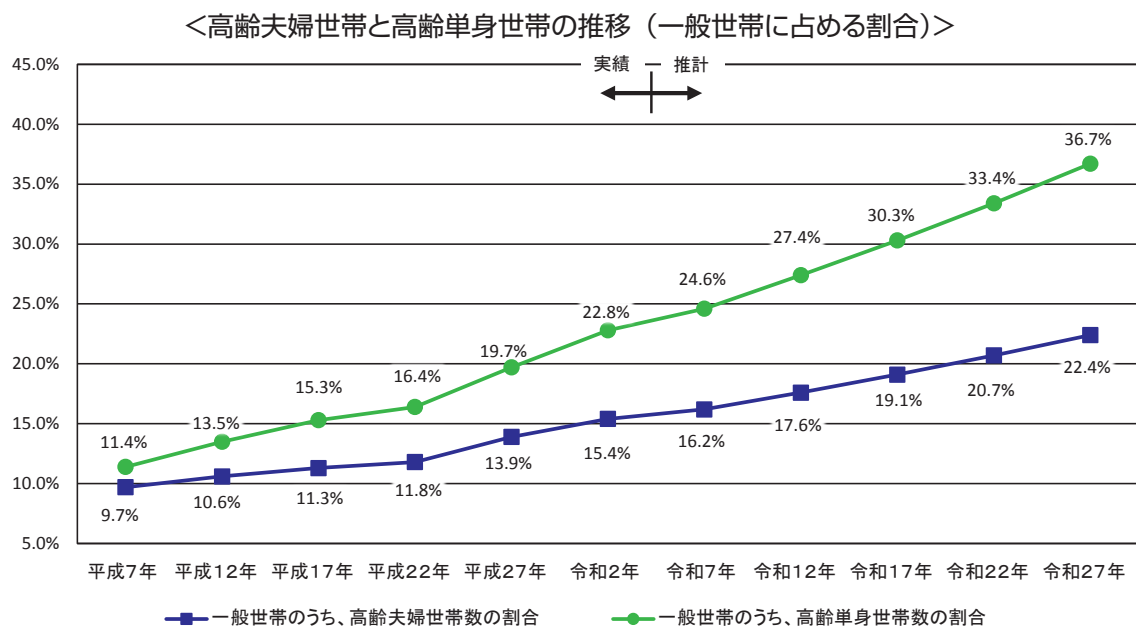
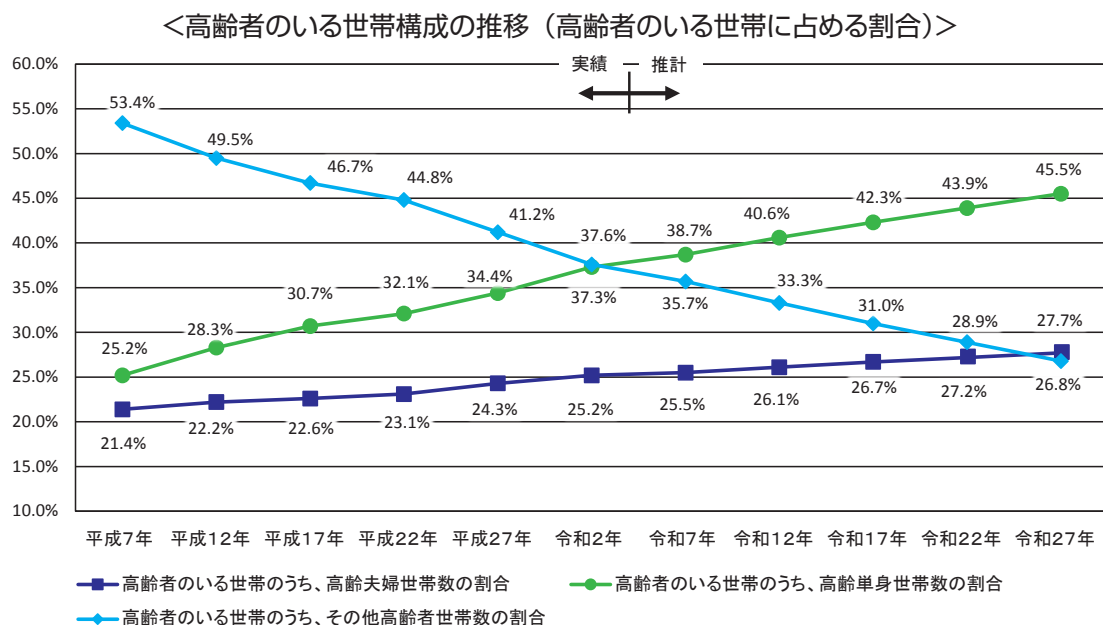


2. 世帯の状況

高齢者のいる世帯に占める高齢夫婦世帯の割合は、平成7年に21.4%であったものが、令和2年には25.2%になりました。

さらに平成7年の時点で、一般世帯数に占める高齢夫婦世帯の割合は9.7%、高齢単身世帯の割合は11.4%で、すでに高齢単身世帯の割合のほうが1.7ポイント高くなっていました。令和2年には、高齢夫婦世帯の割合が15.4%、高齢単身世帯の割合が22.8%で、その差が7.4ポイントまで広がりました。

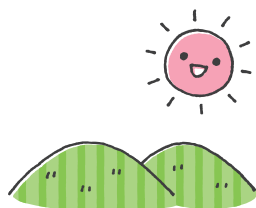
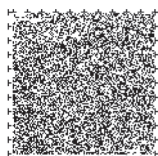
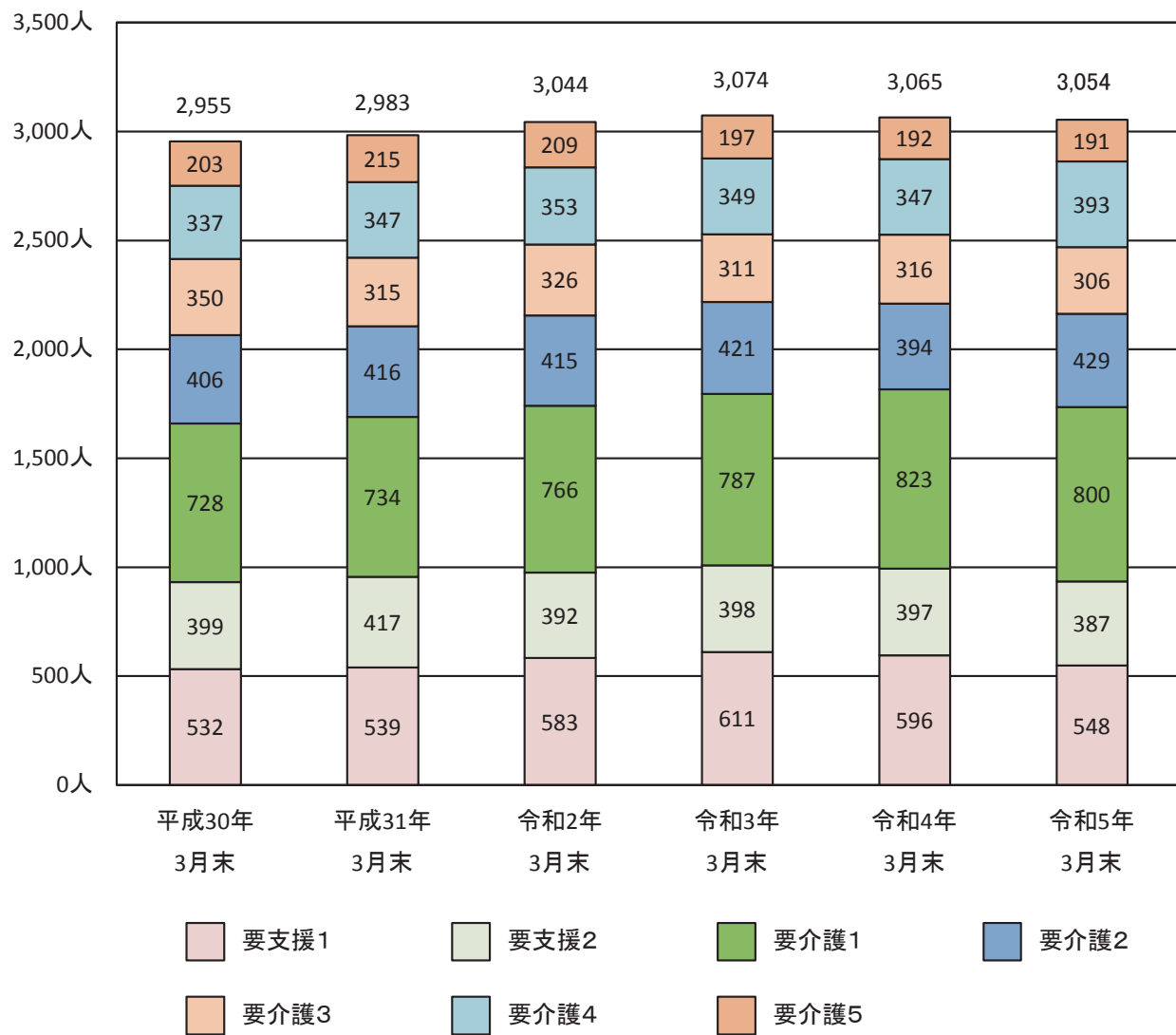
高齢者がいる世帯の小規模化が急速に進行している様子がうかがえます。



3. 要支援・要介護認定者の状況

嘉麻市の要支援・要介護認定者数(第2号被保険者を含む)は、平成30年から令和3年までの間、増加しましたが、その後減少に転じ、令和5年3月には3,054人となり、令和3年3月と比べると、20人減少しました。

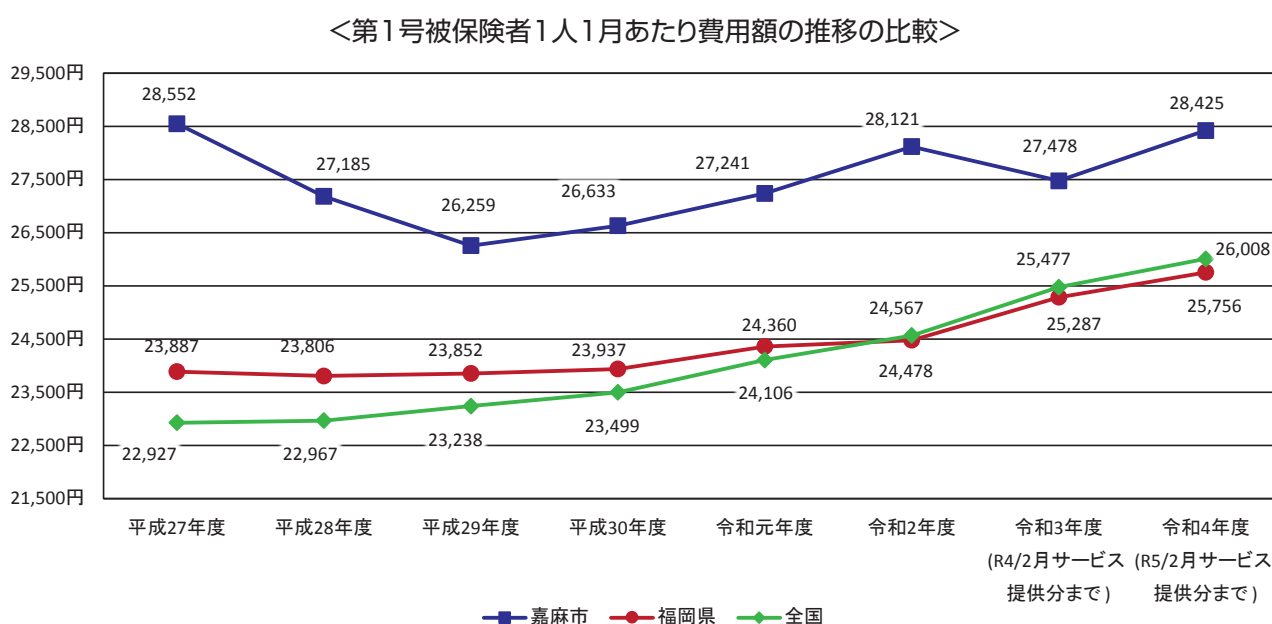
<要支援・要介護認定者数の推移>



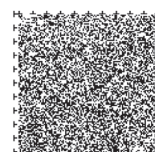
4. 介護費用額の状況

嘉麻市での第1号被保険者1人1月あたり費用額は、平成27年度に28,552円であったものが、平成29年度には26,259円まで減少しましたが、その後増加に転じ、令和3年度には一旦減少しましたが令和4年度には再び増加に転じ、28,425円となりました。

また、福岡県と全国の金額と比較すると一貫して本市が上回っていました。



資料：地域包括ケア「見える化」システム「現状分析」



5. 被保険者数の推計

<被保険者数の推計値>

単位：人

	実績値			推計値						
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度	令和27年度
第1号被保険者	14,548	14,456	14,361	14,240	14,079	13,884	12,941	11,587	10,641	9,678
65～74歳	7,399	7,145	6,783	6,426	6,013	5,627	4,566	3,774	3,879	3,995
75歳以上	7,149	7,311	7,578	7,814	8,066	8,257	8,375	7,813	6,762	5,683
第2号被保険者 (40～64歳)	10,649	10,457	10,271	10,096	9,942	9,780	9,195	8,441	7,171	5,945
計	25,197	24,913	24,632	24,336	24,021	23,664	22,136	20,028	17,812	15,623

資料：コーホート変化率法による推計

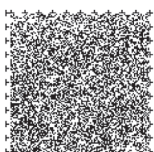
6. 要支援・要介護認定者数の推計

<要支援・要介護認定者数の推計値>

単位：人

	実績値			推計値						
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度	令和27年度
被保険者総数	3,084	3,078	3,075	3,061	3,052	3,032	3,042	3,037	2,932	2,630
要支援1	627	585	541	507	501	496	501	498	465	409
要支援2	413	379	395	384	386	388	393	391	365	316
要介護1	783	804	805	828	832	826	825	830	813	734
要介護2	395	404	419	414	415	412	412	413	401	359
要介護3	313	313	321	312	302	298	300	296	288	264
要介護4	363	396	410	425	424	420	420	419	417	380
要介護5	190	197	184	191	192	192	191	190	183	168
第1号被保険者	3,041	3,045	3,036	3,024	3,016	2,996	3,006	3,003	2,901	2,607
要支援1	621	581	533	500	494	489	494	491	459	404
要支援2	408	374	388	377	379	381	386	385	359	312
要介護1	769	795	794	818	823	817	816	822	805	728
要介護2	391	397	415	410	411	408	408	409	397	357
要介護3	307	309	317	308	298	294	296	292	285	261
要介護4	361	394	407	422	421	417	417	416	414	378
要介護5	184	195	182	189	190	190	189	188	182	167

資料：地域包括ケア「見える化」システム「将来推計」





計画の基本的な考え方

基本理念

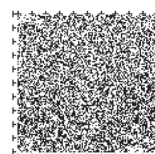
高齢者の笑顔がやさしい、健やかで、 元気に暮らせる長寿のまち

嘉麻市では、平成29年3月、「第2次嘉麻市総合計画(2017年度～2026年度)」を策定し、将来像である「いきたい 住みたい つながりたい 遠賀川源流のまち 嘉麻～みんなで創る“誇れるふるさと”“未来のふるさと”～」の実現に向けたまちづくりのあり方を定めています。

総合計画における高齢者施策の分野での基本施策では、「いつまでも笑顔で元気に暮らせる高齢者福祉の充実」としています。令和4年9月に策定された後期基本計画では、施策の方針として「高齢者が健やかに暮らせるように、健康づくりや生きがいづくり、社会参加への支援、介護予防事業などを一層充実します」、「高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築に取り組みます」、「介護保険制度の安定的な運営に取り組みます」を定めています。

国は、高齢者人口がピークを迎える令和22(2040)年を見通すと、85歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズのある高齢者が増加し、さらに都市部と地方で高齢化の進み具合が大きく異なるなど、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護基盤を整備するとともに、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの深化・推進が重要となるとしています。

こうしたことから、本計画は、高齢者が要介護状態となっても住み慣れた地域で安心して、生涯を全うできるよう、基本理念である「高齢者の笑顔がやさしい、健やかで、元気に暮らせる長寿のまち」を継承し、介護保険サービスの基盤整備をはじめ、健康づくりの推進、介護予防の充実、地域包括ケアの深化・推進などにより、高齢者が元気に暮らしていける長寿健康都市の実現を目指します。



基本目標1 地域で支え合う仕組みづくり

高齢者が可能な限り住み慣れた地域や自宅で、いきいきと安心して暮らし続けることができるよう、高齢者の暮らしを支える「支え合い」の地域づくりをすすめながら、自立した生活を営むための地域包括ケアシステムの構築を推進します。

また、高齢者の自立支援と重度化防止のための取り組みとして、各種サービスが一体的に切れ目なく提供されるよう、介護保険サービスや医療保健サービスに関連する関係機関との連携の推進を図るとともに、自立支援に向けた地域ケア会議の充実を含め、高齢者相談支援センターの機能強化などをすすめていきます。

1 高齢者相談支援センター運営の充実

施策

- ① 総合相談機能の充実
- ② 権利擁護業務の充実
- ③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援の充実
- ④ 予防給付・介護予防ケアマネジメントの充実

2 地域ケア会議の充実

施策

- ① 個別地域ケア会議の充実
- ② 施策推進会議の充実

3 在宅医療・介護連携の推進

施策

- ① 在宅医療・介護連携推進体制の充実
- ② 5ブロック地域包括ケアシステム推進協議会の充実

4 認知症ケア体制の整備

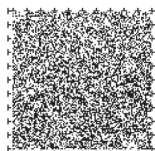
施策

- ① 認知症初期集中支援チームによる支援
- ② 認知症地域支援推進員の配置
- ③ 認知症サポーターの養成
- ④ チームオレンジの充実
- ⑤ 在宅介護者への支援
- ⑥ オレンジサロンの開設支援
- ⑦ 認知症に対する正しい理解の促進

5 生活支援体制の整備

施策

- ① 生活支援コーディネーターの配置
- ② 協議体の構築と機能の充実
- ③ 就労的活動支援コーディネーター配置



基本目標2 健康づくりと介護予防の推進

高齢者が要介護・要支援状態になることや要介護状態の悪化を予防し、できる限り健康でいきいきとした生活が送れるよう、高齢者自身が自らの健康維持・増進に心がけ、健康づくりや介護予防の取り組みに積極的に参加できる環境づくりを推進します。

また、高齢者の自立支援と重度化防止のための取り組みとして、要支援者や介護予防事業対象者に対し、切れ目のない総合的な支援が行えるよう、介護予防・日常生活支援総合事業の充実を図ります。

1 健康づくりの推進

施策

- ① 生活習慣病予防・健康づくりに関する取り組みの推進
- ② 保健事業と介護予防の一体的実施の推進

2 介護予防・生活支援サービス事業の充実

施策

- ① 訪問型サービス
- ② 通所型サービス

3 一般介護予防事業の充実

施策

- ① 介護予防把握事業
- ② 介護予防普及啓発事業
- ③ 地域介護予防活動支援事業
- ④ 地域リハビリテーション活動支援事業
- ⑤ 一般介護予防事業評価事業

基本目標3 高齢者の社会参加と生活環境の整備

高齢者が生きがいを持って、充実した生活を送ることができるよう、長年築いた豊富な知識や経験、能力などを活かしながら、地域における活動などに参加できる環境づくりを推進します。

また、高齢者が安全に、そして安心して自分らしい自立した生活を送ることができるよう、住みやすい生活環境づくりに取り組みます。

1 社会参加の推進

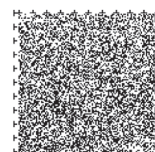
施策

- ① 老人クラブ事業
- ② ボランティア人材バンク事業
- ③ シルバー人材センター支援事業
- ④ 社会参加活動のための各種講座の充実

2 生活環境の整備

施策

- ① 養護老人ホーム入所措置事業
- ② 有料老人ホームおよびサービス付き高齢者向け住宅の適切な利用促進
- ③ 住みよか事業



基本目標4 自立と安心につながるサービスの充実

高齢者が安心して自分らしく暮らすことができるよう、高齢者の自立生活を支えるためのきめ細かな福祉サービスの充実を図ります。

また、介護を必要とする高齢者が在宅での生活を継続できるよう、自立支援に向けた日常生活圏域ごとの在宅介護支援センターの運営や、同居する家族などの在宅介護者に対する支援の充実を図ります。

1 在宅生活の継続支援

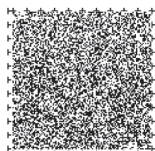
施策

- ① 在宅介護支援センター運営の充実
- ② 高齢者生きがい活動通所支援事業・生きがい対応デイサービス事業
- ③ 外出支援サービス事業
- ④ 寝具乾燥消毒サービス事業
- ⑤ 高齢者日常生活用具給付等事業
- ⑥ 訪問理美容サービス事業
- ⑦ 福祉電話設置事業
- ⑧ 生活管理指導員派遣事業
- ⑨ 配食サービス事業
- ⑩ 緊急通報システム事業
- ⑪ 避難行動要支援者に対する支援体制の充実

2 在宅介護者支援の充実

施策

- ① 在宅寝たきり高齢者介護者助成金支給事業
- ② 介護用品給付サービス事業
- ③ 生活管理指導短期宿泊事業



基本目標5 介護保険サービスの充実

介護が必要になっても、誰もが安心して暮らすことができるよう、介護保険給付によるサービスの充実を図ります。

また、地域密着型サービスについては、地域での安心した生活が送れるよう、地域の特徴を十分に勘案したサービスの提供を図ります。

1 介護保険サービスの向上

施策

- ① 公正な要介護認定への取り組み
- ② サービスの質の確保
- ③ 人材の確保および能力の向上
- ④ 業務の効率化と質の向上
- ⑤ 給付適正化に向けた取り組み
- ⑥ 制度の普及啓発と介護に関する相談
- ⑦ サービス選択のための事業者情報の提供
- ⑧ 災害対策の推進
- ⑨ 感染症対策の推進
- ⑩ 介護保険財政の安定確保

2 居宅介護(介護予防)サービスの充実

施策

- ① 訪問介護
- ② 介護予防訪問入浴介護・訪問入浴介護
- ③ 介護予防訪問看護・訪問看護
- ④ 介護予防訪問リハビリテーション・訪問リハビリテーション
- ⑤ 介護予防居宅療養管理指導・居宅療養管理指導
- ⑥ 通所介護
- ⑦ 介護予防通所リハビリテーション・通所リハビリテーション
- ⑧ 介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護
- ⑨ 介護予防短期入所療養介護・短期入所療養介護
- ⑩ 介護予防福祉用具貸与・福祉用具貸与
- ⑪ 特定介護予防福祉用具購入・特定福祉用具購入
- ⑫ 介護予防住宅改修・住宅改修
- ⑬ 介護予防特定施設入居者生活介護・特定施設入居者生活介護
- ⑭ 介護予防支援・居宅介護支援

3 地域密着型サービスの充実

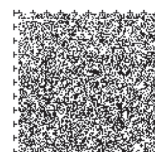
施策

- ① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ② 介護予防小規模多機能型居宅介護・小規模多機能型居宅介護
- ③ 介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護(グループホーム)
- ④ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ⑤ 看護小規模多機能型居宅介護
- ⑥ 地域密着型通所介護

4 施設介護サービスの充実

施策

- ① 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
- ② 介護老人保健施設
- ③ 介護医療院





介護保険事業に係る費用と保険料の算出

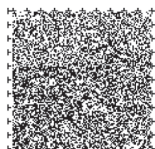
介護保険事業費および第1号被保険者介護保険料は、計画期間(令和6～8年度)における第1号被保険者数および要支援・要介護認定者数の見込み、さらに、介護サービスおよび地域支援事業に係る費用見込みなどをもとに算定します。

介護保険給付に係る財源の半分は公費で、半分は第1号被保険者と第2号被保険者の保険料によりまかなわれています。このうち、第1号被保険者の負担割合は23%と定められており、介護保険料は所得などに応じて決めることになります。

＜所得段階別の保険料の設定＞

段階	対象者	保険料 の調整率	保険料額	
			(月額)	(年額)
第1段階	・生活保護受給者、市町村民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者 ・市町村民税世帯非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の者	基準額×0.455 (0.285)	2,958円 (1,853円)	35,490円 (22,230円)
第2段階	市町村民税世帯非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の者	基準額×0.685 (0.485)	4,453円 (3,153円)	53,430円 (37,830円)
第3段階	市町村民税世帯非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の者	基準額×0.69 (0.685)	4,485円 (4,453円)	53,820円 (53,430円)
第4段階	市町村民税本人非課税で世帯課税者のうち、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の者	基準額×0.90	5,850円	70,200円
第5段階	市町村民税本人非課税で世帯課税者のうち、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の者	基準額	6,500円	78,000円
第6段階	市町村民税本人課税者のうち、合計所得金額が120万円未満の者	基準額×1.20	7,800円	93,600円
第7段階	市町村民税本人課税者のうち、合計所得金額が120万円以上210万円未満の者	基準額×1.30	8,450円	101,400円
第8段階	市町村民税本人課税者のうち、合計所得金額が210万円以上320万円未満の者	基準額×1.50	9,750円	117,000円
第9段階	市町村民税本人課税者のうち、合計所得金額が320万円以上420万円未満の者	基準額×1.70	11,050円	132,600円
第10段階	市町村民税本人課税者のうち、合計所得金額が420万円以上520万円未満の者	基準額×1.90	12,350円	148,200円
第11段階	市町村民税本人課税者のうち、合計所得金額が520万円以上620万円未満の者	基準額×2.10	13,650円	163,800円
第12段階	市町村民税本人課税者のうち、合計所得金額が620万円以上720万円未満の者	基準額×2.30	14,950円	179,400円
第13段階	市町村民税本人課税者のうち、合計所得金額が720万円以上の者	基準額×2.40	15,600円	187,200円

※注 第1段階・第2段階・第3段階の括弧書きは、公費による軽減後の保険料・率



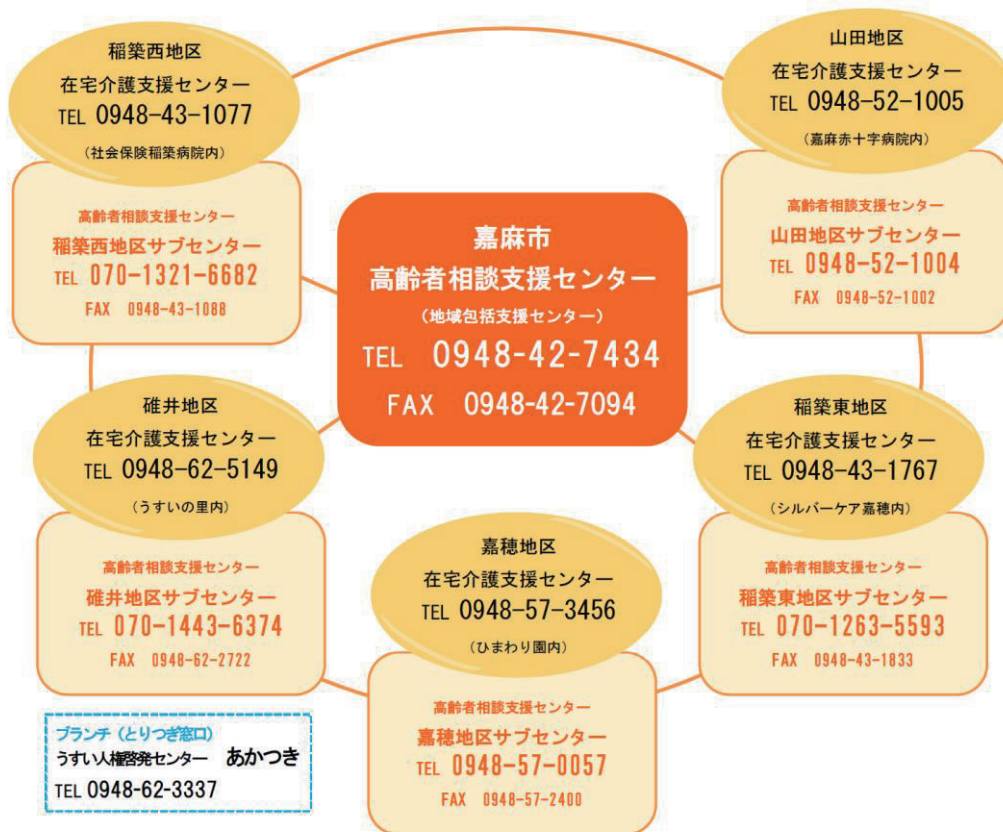


高齢者相談支援センター運営の充実

今後、ますます増加する高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、地域包括ケアシステムの実現に向けて、介護保険サービスや高齢者福祉サービスなどの総合相談窓口である高齢者相談支援センター（地域包括支援センター）が核となり、地域密着型サービス事業所などの地域の関係機関との連携を強化するなど、その機能の充実を図ります。

高齢者相談支援センター（地域包括支援センター）について、住民への周知徹底を図り、高齢者の福祉・介護の施策に関する苦情・相談などの対応を拡充していきます。

■嘉麻市在介・包括ネットワーク図



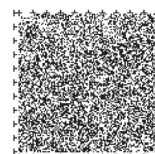
【嘉麻市高齢者相談支援センター】

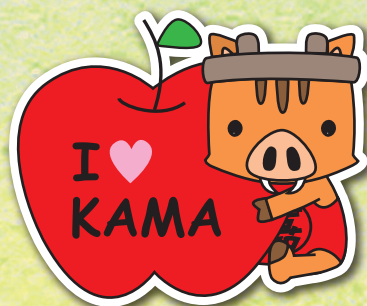
嘉麻市の高齢者とその家族の介護、健康、暮らしに関わる心配ごとなど総合的に相談を受ける高齢者相談支援センターです。嘉麻市の直営であり、三職種(保健師・主任介護支援専門員・社会福祉士)を配置しています。

また、嘉麻市の指定を受けた介護予防支援事業所です。庁舎に高齢者相談支援センターを置き、市内の中学校区ごとにサブセンターを配置し、各在宅介護支援センターと連携しながら業務をおこなっています。

【在宅介護支援センター】

在宅介護支援センターは、高齢者相談支援センターの協力機関として、より身近な地域の取り次ぎ窓口として中学校区ごとに設置されています。地域密着型の窓口機能を持つ、高齢者支援機関です。





嘉麻市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画
ダイジェスト版

発行年月 令和6年3月
編集・発行 嘉麻市高齢者介護課

〒820-0292 福岡県嘉麻市岩崎 1180 番地 1
TEL : 0948-42-7431 / FAX : 0948-42-7093

